

募集要項に係る Q & A

目次

1. 受給者の条件について	3
Q 1. 新入生として入学してくる学生がおり、前年度の成績がないが、推薦は可能か。	3
Q 2. 半年前に入学したため前年度分（1 年分）の成績がない場合は、どのように成績を算出すればよいか。	3
Q 3. 成績評価係数の算出にあたり、認定／不認定や可否のみの科目はどのように扱えばよいか。	3
Q 4. 毎月送金される仕送り以外に、留学生の父親が直接家賃を支払っているが、それは仕送りにあたるか。	3
Q 5. 在日している扶養者とはどのような者を指すのか。	3
Q 6. 在日している扶養者の年収は、扶養者が自営業の場合所得を確認すればよいのか。 .	3
Q 7. 在日している扶養者が前年は日本で働いていなかったため、源泉徴収票や納税証明書を提出させることができない。どのように年収を確認すればよいのか。	3
Q 8. 推薦時に渡日していない者は推薦できるか。	4
Q 9. 過去に学習奨励費を受給していた者を推薦できるか。	4
2. 語学要件について	4
Q 10. どのような学生が語学要件の対象となるか。	4
Q 11. 学生から 3 年前の日本語能力試験（JLPT）のスコアが提出されたが、語学試験のスコアに関して、有効期限はあるか。	4
Q 12. 語学試験の成績を確認した書類を機構へ提出する必要があるか。	4
Q 13. 日本語能力の「機構が別に認める語学水準以上」とは何か。	4
Q 14. 英語能力の「CEFR において B 2 レベル以上」について具体例はあるのか。	4
Q 15. 海外の高校で、日本語（英語）を第一外国語として 3 年間学習している場合、「日本語（英語）を主言語として後期中等教育（高校レベル）において 3 年以上の教育を受けた」場合に該当するか。	4
3. 他の奨学金について	5
Q 16. 学習奨励費と併給ができない奨学金はあるか。	5
Q 17. 外国政府が派遣する留学生とはどのような者か。	5
Q 18. 他団体（地方自治体、民間団体等）の奨学金の規則で、「日本学生支援機構の奨学金」との併給はできないと記載があったが、学習奨励費も含まれるのか。	5
Q 19. 日本の公的機関（例：JICA、JST、JSPS）が実施するプログラムの奨学金や支援金等との併給は可能か。	5
Q 20. 返還義務のある貸与型の奨学金は、「他の奨学金」として推薦時にシステム上で入力が必要か。	5
Q 21. 研究助成金は「他の奨学金」として推薦時にシステム上で入力が必要か。	5
Q 22. 授業料減免を受けている場合、「他の奨学金」として推薦時にシステム上で入力が必要か。	6

Q 2 3. 使途が授業料に限られる奨学金は「他の奨学金」として推薦時にシステム上で入力が必要か。	6
4. 推薦事務について	6
Q 2 4. 「在籍確認」はどのように行うのか。	6
Q 2 5. システムでの「推薦者の報告」処理完了後に推薦した者を確認するにはどうしたらよいか。	6
Q 2 6. システムでの「推薦者の報告」処理完了後に登録したデータに修正が必要な場合はどうしたらよいか。	6
Q 2 7. 新規に採用された学生の奨学生番号がわからない場合は、どうしたらよいか。 ...	6
Q 2 8. 推薦時に小書き（アイウエオツヤユヨ等の小さい文字）でシステムに入力したが、新規採用者データをダウンロードしたところ大きい文字になっていた。	7
Q 2 9. 留学生から「受給証明書」を依頼されたが、「推薦者の報告」処理完了後であれば、発行してもよいか。	7

1. 受給者の条件について

※語学能力の条件については、P 4 をご確認ください。

※他の奨学金の条件については、P 5 をご確認ください。

Q 1. 新入生として入学してくる学生がおり、前年度の成績がないが、推薦は可能か。

A 1. 新入生のため、前年度の成績による成績評価係数を算出することができない場合は、学校において、客観的な学業成績の判断基準（以下参照）を用い、条件で定められた成績評価係数以上で特に成績が優秀と認められ、かつ、受給期間中においてもそれを維持する見込みがあると学校が判断する者であれば推薦可能です。なお、その場合は、必ず「留学生給与等給付システム」（以下「システム」という。）の「カナ氏名等の入力」画面で、成績評価係数相当以上と判断した理由を入力してください。「真面目な学生」や「学習意欲が高い」等の主観的な判断基準は認められません。

＜大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）＞

- ・ 入学試験の成績
- ・ 研究活動や研究の経過
- ・ 日本留学試験の成績
- ・ その他
- ・ 母国での成績

＜日本語教育機関＞

- ・ 入学者選抜試験の成績
- ・ 母国等での成績（日本国内外の教育機関等での成績）

Q 2. 半年前に入学したため前年度分（1 年分）の成績がない場合は、どのように成績を算出すればよいか。

A 2. 半期分の成績により算出してください。算出できない場合は、上記 A 1. の判断基準を用いてください。

Q 3. 成績評価係数の算出にあたり、認定／不認定や合否のみの科目はどのように扱えばよいか。

A 3. 当該科目を除いて成績評価係数を算出してください。

Q 4. 毎月送金される仕送り以外に、留学生の父親が直接家賃を支払っているが、それは仕送りにあたるか。

A 4. 仕送りにあたります。年間の家賃を一括で支払った場合は、月額に換算した額により確認してください。

Q 5. 在日している扶養者とはどのような者を指すのか。

A 5. 日本国内で、税制上及び（又は）社会保険上の扶養対象として留学生を含めている者を指します。留学生が扶養している者（配偶者・子供等）のことではありません。

Q 6. 在日している扶養者の年収は、扶養者が自営業の場合所得を確認すればよいのか。

A 6. 所得ではなく、「税込年収」が 500 万円未満であるかを確認してください。

Q 7. 在日している扶養者が前年は日本で働いていなかったため、源泉徴収票や納税証明書を提出させることができない。どのように年収を確認すればよいのか。

A 7. 現在、日本で得ている給与等の明細からおおよその年収を算出してください。

Q 8. 推薦時に渡日していない者は推薦できるか。

A 8. どのような理由があっても、推薦時に渡日していない者は推薦できません。

Q 9. 過去に学習奨励費を受給していた者を推薦できるか。

A 9. 推薦できます。

2. 語学要件について

※日本語教育機関（専門学校を除く）、大学及び短大の留学生別科及び準備教育課程を設置する教育機関に正規生として在籍している者は、語学要件の対象ではありません。

Q 10. どのような学生が語学要件の対象となるか。

A 10. 推薦する全ての学生が語学要件の対象となります。

Q 11. 学生から3年前の日本語能力試験（JLPT）のスコアが提出されたが、語学試験のスコアに関して、有効期限はあるか。

A 11. 学習奨励費の受給条件としては、語学試験や学力試験などのスコアの有効期限は設定していません。

Q 12. 語学試験の成績を確認した書類を機構へ提出する必要があるか。

A 12. 留学生の推薦時に提出の必要はありませんが、機構から提出を求める場合がありますので必ず学校にて保管してください。

Q 13. 日本語能力の「機構が別に認める語学水準以上」とは何か。

A 13. 「2025 年度留学生受入れ促進プログラム（12 か月採用）事務処理の手引き」P37 をご参照ください。

Q 14. 英語能力の「CEFR において B 2 レベル以上」について具体例はあるのか。

A 14. 「2025 年度留学生受入れ促進プログラム（12 か月採用）事務処理の手引き」P37 をご参照ください。

Q 15. 海外の高校で、日本語（英語）を第一外国語として3年間学習している場合、「日本語（英語）を主言語として後期中等教育（高校レベル）において3年以上の教育を受けた」場合に該当するか。

A 15. 該当しません。「日本語（英語）を主言語として後期中等教育（高校レベル）において3年以上の教育を受けた」とは、全ての科目を日本語（英語）で履修していることを想定しています（語学科目を除く）。なお、高校の日本語（英語）科目の成績や面接等から学校が JLPT の N 2 相当以上（CEFR の B 2 レベル以上）の日本語（英語）能力を有していると判断できる者については推薦いただいて構いません。その場合、（1）判断の根拠、（2）確認者、（3）学内承認の経緯を記録した書類を保管してください。

3. 他の奨学金について

※本制度の趣旨に「経済的理由により修学が困難である者に対して、学習奨励費を給付する」が含まれることを踏まえ、特に国費を原資とする奨学金等との併給については、一部の学生に支援が集中することのないようご配慮ください。

Q 1 6. 学習奨励費と併給ができない奨学金はあるか。

A 1 6. 本制度では、日本政府（文部科学省）による国費外国人留学生制度、外国政府派遣による奨学金、本機構が実施する海外留学支援制度（協定受入）及び高度外国人材育成課程履修支援制度による奨学金との併給はできません。

Q 1 7. 外国政府が派遣する留学生とはどのような者か。

A 1 7. 外国政府の経費負担により日本に派遣される外国人留学生を指します。

※「外国政府」とは、当該国の各省庁及びその業務を担う公的機関を含みます。

※「経費負担」とは、日本留学に係る経費のほとんど（渡航費、授業料、生活費等）を外国政府が負担している場合を指します。

具体例：タイ政府派遣留学生（ODOS=One District One Scholarshipを含む。）

中国政府派遣留学生（中国国家留学基金管理委員会、国家建設高水平大学公派研究生等）

台湾政府派遣留学生（教育部等）

エラスムス・プラス 等

Q 1 8. 他団体（地方自治体、民間団体等）の奨学金の規則で、「日本学生支援機構の奨学金」との併給はできないと記載があったが、学習奨励費も含まれるのか。

A 1 8. 含まれるか否かは当該団体にお問い合わせください。

本機構の奨学金の中に、日本で学ぶ外国人留学生を対象とする奨学金（例：学習奨励費）があることをご存じない団体は数多くありますので、『日本学生支援機構の奨学金』と記載がある場合、日本人学生を主な対象とする奨学金（貸与型及び給付型）のみを指している場合があるようです。

つきましては、当該団体にお問い合わせの際に、学習奨励費についてご説明の上、『日本学生支援機構の奨学金』に学習奨励費が含まれているのかどうかをご確認ください。

Q 1 9. 日本の公的機関（例：JICA、JST、JSPS）が実施するプログラムの奨学金や支援金等との併給は可能か。

A 1 9. 国費を原資とする奨学金や支援金等であっても、支援の目的が本制度と異なり、かつ当該機関において本制度との併給を禁止していなければ可能です。

Q 2 0. 返還義務のある貸与型の奨学金は、「他の奨学金」として推薦時にシステム上で入力が必要か。

A 2 0. 返還義務のある貸与型の奨学金は「他の奨学金」にあたりません。推薦時のシステム上での入力は不要です。

Q 2 1. 研究助成金は「他の奨学金」として推薦時にシステム上で入力が必要か。

A 2 1. 用途が研究のための書物の製本費や交通費等に限定されているものであれば、「他の奨学金」にはあたりません。推薦時のシステム上での入力は不要です。ただし、用途が

生活費等（食費等日常生活の補てん）を含むものであれば「他の奨学金」にあたるため、推薦時のシステム上での入力が必要です。

Q 2 2. 授業料減免を受けている場合、「他の奨学金」として推薦時にシステム上で入力が必要か。

A 2 2. 授業料減免は「他の奨学金」にあたりません。推薦時のシステム上での入力は不要です。

Q 2 3. 使途が授業料に限られる奨学金は「他の奨学金」として推薦時にシステム上で入力が必要か。

A 2 3. 「他の奨学金」にはあたりません。推薦時のシステム上での入力は不要です。

4. 推薦事務について

Q 2 4. 「在籍確認」はどのように行うのか。

A 2 4. 本制度における「在籍確認」は、月ごとに「（様式 1）在籍確認簿」に受給者（受給候補者）の署名を得ることにより行ってください。各月内に署名を得られなかった、他の方法（押印・代筆等）で代替する、所定の様式を使用していない、昨年度の様式を使用している、様式を改変しているなど、機構が定めた方法とは異なる在籍確認は認められません。

誤った在籍確認の例

- ・ 授業に出席している
- ・ 学校に在籍している
- ・ メールで連絡があった
- ・ 廊下で見かけた
- ・ 4 月の在籍確認の署名を 5 月 1 日に得た

Q 2 5. システムでの「推薦者の報告」処理完了後に推薦した者を確認するにはどうしたらよいか。

A 2 5. システム（学校担当者用ページ）から「新規留学生振込口座届確認」の処理種別で「（4）給付予定者または推薦者の一覧表の印刷画面で報告内容を確認する。」を選択して確認してください。一覧表の画面に学生の情報が表示されていれば、登録完了となります。（『システムの取扱いについて』第 4 章参照）

なお、「（2）口座届の確認・カナ氏名等の入力・訂正」処理及び「（3）給付予定者または推薦者の報告」の処理が正しく終了していないと、「（4）給付予定者または推薦者の一覧表の印刷画面で報告内容を確認する。」の処理での確認はできません。

Q 2 6. システムでの「推薦者の報告」処理完了後に登録したデータに修正が必要な場合はどうしたらよいか。

A 2 6. 「（3）給付予定者または推薦者の報告」処理終了後は、システム（学校担当者用ページ）でデータの修正はできません。6 月 12 日（木）までに修正を依頼する場合は、機構に「（様式）システム訂正依頼」をオンラインフォームから提出してください。

なお、6 月 14 日（土）以降の訂正は「（様式 2）異動届」を使用してください。

Q 2 7. 新規に採用された学生の奨学生番号がわからない場合は、どうしたらよいか。

A 27. システム（学校担当者用ページ）から「新規採用データ等の取込（ダウンロード）」を行い、新規採用データで確認してください。ダウンロードの期間は「留学生給与等給付システム データ処理日程表」を参照してください。

Q 28. 推薦時に小書き（アイウエオツヤユヨ等の小さい文字）でシステムに入力したが、新規採用者データをダウンロードしたところ大きい文字になっていた。

A 28. 学習奨励費振込の都合上、小書きの文字は大きい文字に変換されます。カナ氏名の並びが口座情報と同じであれば問題ありません。

Q 29. 留学生から「受給証明書」を依頼されたが、「推薦者の報告」処理完了後であれば、発行してもよいか。

A 29. 「推薦者の報告」処理完了後ではなく、機構による採用後に発行が可能になります。
「（様式4）受給証明書」を使用して在籍校から発行してください。

学習奨励費の事務については、「募集要項」、「事務処理の手引き」、「留学生給与等給付システムの取扱いについて」及び本「Q & A」をよく読んで対応をお願いいたします。